

香川県産業集積区域における県税の特別措置条例施行規則をここに公布する。

平成21年3月24日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第15号

香川県産業集積区域における県税の特別措置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県産業集積区域における県税の特別措置条例（平成21年香川県条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の記載事項等)

第2条 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業の属する業種
- (3) 承認企業立地計画の承認を受けた日
- (4) 対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額及び取得年月日並びに当該家屋を事業の用に供した年月日
- (5) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (6) 土地にあっては、その所在、地番、地目及び地積並びに家屋の建設着手予定年月日又は建設着手年月日
- (7) 対象施設において常時使用の従業者として新たに雇用した県内に住所を有している者の人数
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 条例第3条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 承認企業立地計画の内容を示す書類及び同計画の承認を受けたことを証明するに足る書類
- (2) 前項第4号の取得価額及び取得年月日を証明するに足る書類
- (3) 家屋にあっては、その各室の面積を表示した平面図

(4) 土地にあっては、次に掲げる書類

ア 土地における家屋の位置を表示した配置図

イ 家屋の建設着手予定年月日又は建設着手年月日を証明するに足る書類

(5) 対象施設において常時使用の従業者として新たに雇用した県内に住所を有している者の人数を証明するに足る書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(申請書の提出)

第3条 条例第3条の規定による申請書の提出は、香川県県税事務所の長を経由してしなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 公布の日から平成21年3月31日までの間における第3条の適用については、同条中「香川県県税事務所」とあるのは、「課税地を所管する県税事務所又は香川県小豆総合事務所」とする。